

この規程は、飯田市座光寺3454番地2所在の飯田市座光寺 古墳ひろば（以下「ひろば」という。）の利用及び管理に関し、必要な事項を定める。

- 第1 ひろばを、史跡飯田古墳群 高岡第1号古墳及び史跡恒川官衙遺跡に関する市民の学習、交流、情報発信の場並びに人づくり、地域づくりに資する場とする。
- 第2 ひろばにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、飯田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。ただし、地域の行う学習会及び住民交流事業等により利用する場合については、事前に教育委員会へ申し出ればよいものとする。
- (1) 物品の展示又は販売、募金その他これらに類する行為
 - (2) 業として行う写真又は映画の撮影
 - (3) 興行、競技会、展示会その他これらに類する催し
- 第3 ひろばにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が許可したもの又はやむを得ないと認めたものについては、この限りでない。
- (1) ひろばの施設を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 植物を採取し、又は損傷すること。
 - (3) 貼り紙若しくは貼り札又は広告の表示すること。
 - (4) たき火その他周囲に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、ひろばの管理に支障のある行為をすること。
- 第4 ひろばにおいては、別図第1に掲げる「駐車スペース」以外へ車両等を持ち入れ、又は停めてはならない。
- 2 前項にかかわらず、次に掲げる理由により必要な場合は、教育委員会の許可を得て「活用スペース」へ車両等の持ち入れ等ができる。ただし、観光バス・マイクロバスについてはこの限りではない。
- (1) 古墳又はひろばの維持管理のため
 - (2) 古墳の草刈り他地域作業のため
 - (3) 住民交流事業等の実施のため
 - (4) 古墳の調査のため
 - (5) その他教育委員会がやむを得ないと認めたもの
- 第5 教育委員会は、ひろばを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、ひろばの利用を制限し、又はひろばからの退去を命じることができる。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 第3の規定に違反したとき又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、ひろばの管理上不相当であるとき。
- 第6 利用者は、ひろばの利用が終了したとき又は第5の規定によりひろばの利用を制限され、若しくはひろばからの退去を命じられたときは、直ちに、自己の負担によりひろばを利用前の状態に復さなければならない。
- 第7 利用者は、その責めに帰すべき事由によりひろばの施設を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、教育委員会が指示するところにより、自己の負担によりひろばの施設を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 第8 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年2月18日から、史跡恒川官衙遺跡整備の竣工までの間施行する。

別図第1 (第4の規定関係)

